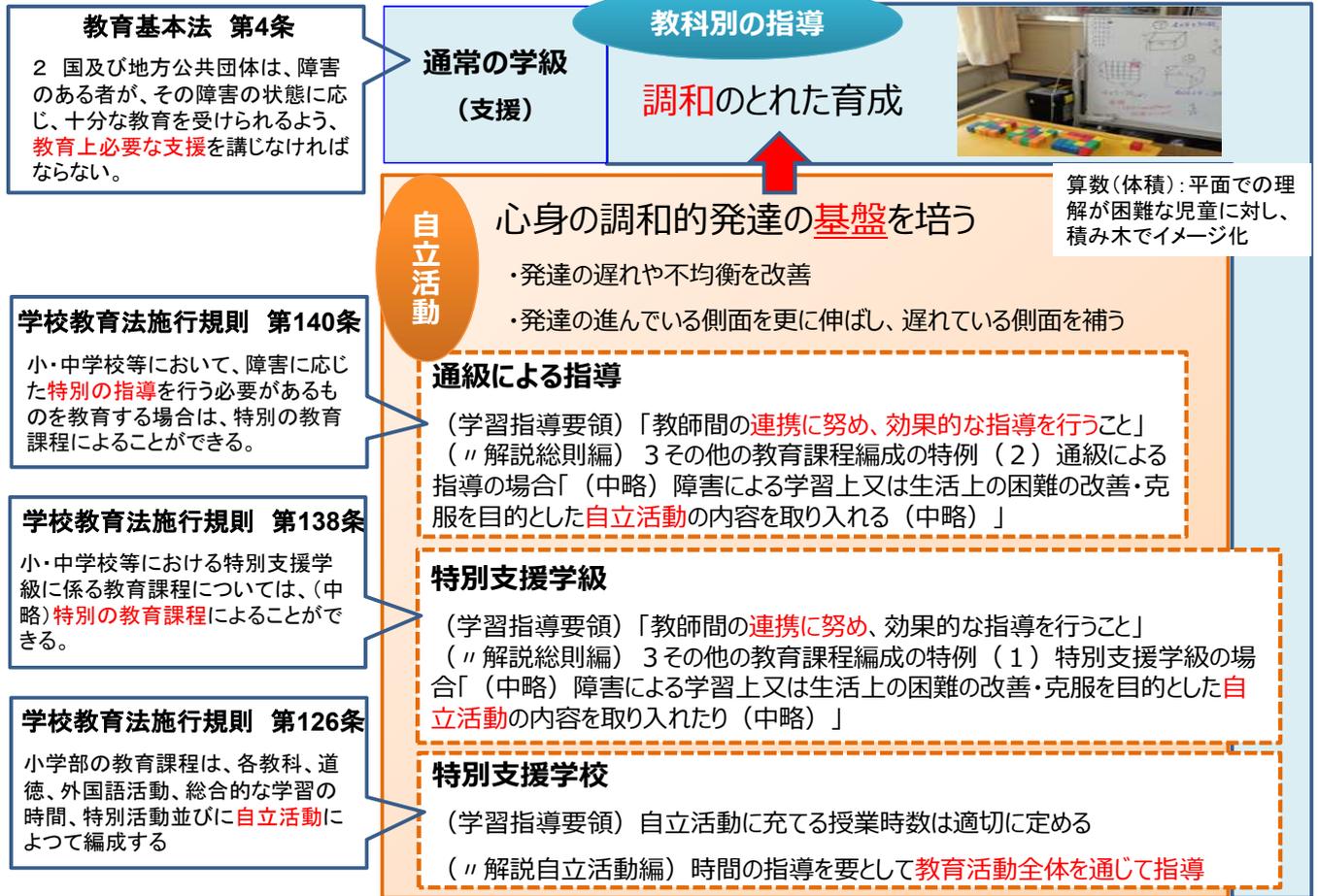


自立活動について



合理的配慮について

【「合理的配慮」の定義】

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
 - ・ 学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整を行うこと**
 - ・ 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**
 - ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**

(中教審初中分科会報告 (H24.7) より)

学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(中教審初中分科会報告 (H24.7) より)

合理的配慮について(障害者権利条約、障害者差別解消法)

●障害者権利条約 (H26. 1 批准)

第24条

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮(reasonable accommodation)が提供されること。

●障害者差別解消法 (H28. 4. 1 施行)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 **行政機関等は**、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ**合理的な配慮をしなければならない。**

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、(…第7条第1項に同じ…)。

2 **事業者は**、その事業を行うに当たり、(…第7条第2項に同じ…) 必要かつ**合理的な配慮をするように努めなければならない。**

合理的配慮について(28. 4. 1～)

○国公立学校など ⇒ 行政機関等 ⇒ 法的義務

○学校法人など ⇒ 事業者 ⇒ 努力義務

視覚障害（弱視）のAさん

【状態】矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。
黒板に近づけば文字は読める。



- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

学習障害（LD）のCさん

【状態】読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。



- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音

※データの管理方法等について留意



肢体不自由のBさん

【状態】両足にまひあり、車いす使用。
エレベーターの設置が困難。



- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

聴覚障害（難聴）のDさん

【状態】右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。



- 教室前方・右手側の座席配置（左耳の聴力を生かす）
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話（座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする 等）

※合理的配慮は一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえて個別に決定されるものであり、これはあくまで例示である。

個別の指導計画と個別の教育支援計画について

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、**具体的に幼児児童生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。**

個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、**医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ**、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

（参考）小学校学習指導要領 第1章総則 第4（抜粋）

（7）障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば**指導についての計画**又は**家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画**を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

* 幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述がある。

特別支援学校	全ての幼児児童生徒を対象に作成（義務付け）			
幼・小・中・高	障害のある幼児児童生徒において作成することが望ましい（努力義務）			
作成状況（H26）	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
個別の指導計画	47.3%（76.6%）	92.5%（98.1%）	83.7%（95.6%）	27.2%（67.1%）
個別の教育支援計画	38.6%（65.9%）	78.6%（87.7%）	71.9%（86.4%）	23.2%（59.3%）

*（ ）内は作成する必要のある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

個別の指導計画の例

平成〇年度個別指導計画

〇〇立〇〇小学校 言語障害通級指導学級

ふりがな <児童名> 〇〇 〇〇	<在籍学校・学級> 〇〇小学校 3年〇組	<担任> 〇〇 〇〇	<当教室担任> 〇〇 〇〇	<通級形態> 週1回 2単位時間
<本児の願い> 言葉を覚えたい。		<保護者の願い> 言葉で自分の気持ちなどを伝えられるようになり、言いたいことが言えなくてイライラしたりしなくなしてほしい。		
目標	○身近なものについての語彙を増やし、言葉のイメージを豊かにする。 ○言葉で状況や自分の気持ちなどをできるだけ詳しく伝えられるようになる。 ○得意なことを通して、集中して取り組む気持ちや自信をつける。			
	ねらい	学習内容	評価	
一学期	(1)身近なもの、動作や状態を表す言葉等を覚える。 (2)2～3人の人がやりとりをしている絵を見て、文章化する。前後の状況を絵にして、説明する。 (3)覚えた語彙や前後の状況を得意な	(1)絵カードや情景を描いた絵について、出てくる語彙を覚えたり、説明したりする。 (2)状況の絵を見て文章にする。また、できた文を前後のつながりを確認しながら組み立てる。 (3)覚えた語彙や状況の前後を絵にして説	(1)名称が出てこない場合は、「何をするもの？」といった質問をすると身振りを交えながら、「こうやってこうするもの」「こうやってはさむ。」とたどたどしいながらも、説明することができました。 (2)「どうして?」「その後は?」「どう思った?」等と一つ一つ丁寧に質問していくことで、文章をつなげていくことができました。また、後から思いついた文と前に言った文を「誰が?」等一つ一つ確認していくことで、時系列に並べていくことができました。 (3)意欲的に取り組み、状況絵は3コマ漫画のように吹きだしをつけるなどしていました。	

個別の教育支援計画の例

児童・生徒	ふりがな			性別
	氏名			
担任	氏名			
在籍校		学校		年
現在・将来についての希望				
児童・生徒				
保護者				
支援の目標				
必要と思われる支援				
学校の支援				
家庭の支援				
支援機関の支援				
家庭生活	支援機関:	担当者:	連絡先:	
	支援内容:			
余暇・地域生活	支援機関:	地域生活における支援 ・ヘルパー、ボランティアの利用、外出、地域活動、放課後活動等への参加 ・ショートステイ等の利用 ・家族への必要な支援 ・その他		
	支援内容:			
支援機関:				
支援内容:				

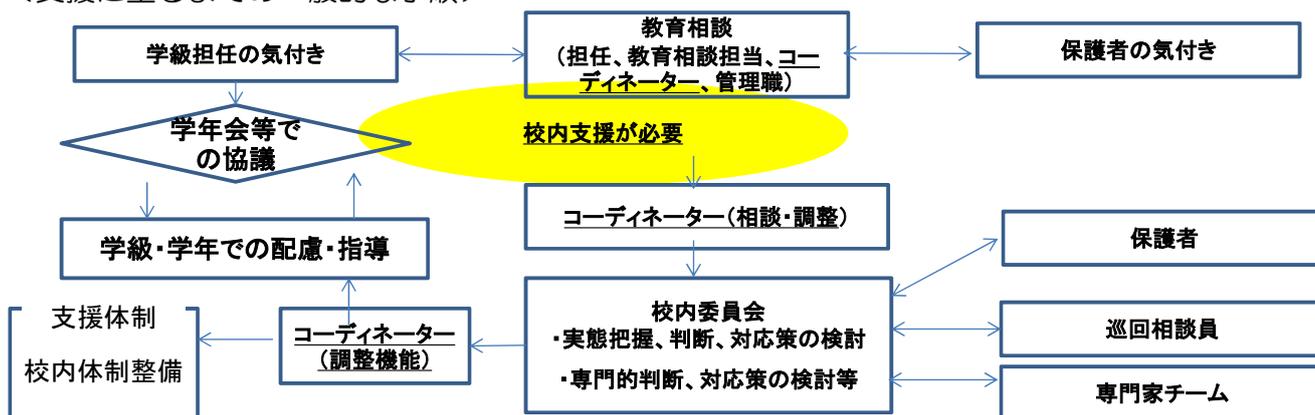
特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、

- ・特別支援教育に係る校内委員会・校内研修の企画・運営、
- ・関係諸機関・学校との連絡・調整、
- ・保護者からの相談窓口

などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けられる。

(平成26年度配置状況) 87.4% (国公私・幼小中高計)

<支援に至るまでの一般的な手順>



※「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（H16文部科学省）より作成

交流及び共同学習について

交流及び共同学習とは、

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動であって、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方を持つもの。

学習指導要領の記載に基づき、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの間で行われる。

<障害のある子供とない子供が活動を共にすることの意義>

- ・障害のある子供たちの経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。
- ・小・中学校の子供たちや地域の人たちが、障害のある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。
- ・同じ社会で生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な活動である。

●小学校学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、**小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに**、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

（幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同趣旨の規定）

●特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(6)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、**小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに**、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

（幼稚園教育要領、高等部学習指導要領にも同趣旨の規定。）

交流及び共同学習について（実施にあたっての留意事項）

（特別支援学校学習指導要領解説 総則等編における記述）

◇留意事項

① 計画的、組織的に継続した活動を実施

- 双方の学校同士が十分に連絡を取り合う。
- 指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
- 一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う。

② 二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進

- 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面
- 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面

③ 交流及び共同学習の内容の工夫

- 学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりする。
- 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮。

特別支援学校学習指導要領等の該当ページ

・解説 総則等編幼小中

幼：P99～100、小中：P183～186

・解説 総則等編 高：P109～112

交流及び共同学習の例

○千葉県総合教育センター「交流及び共同学習実践ガイド」より作成(居住地校交流の例)

特別支援学校の重複学級在籍の4年生。保護者の方は、地域の方に我が子のことを知ってもらいたいという願いで、幼い頃から小学校の運動会を見学していた経緯もあり、居住地校交流につながった。交流の実施にあたっては、運動会の応援だけではなく、友だちと共に参加できるよう体育の授業交流も行うと同時に、聴覚からの情報入手が得意であることを踏まえ、音楽の授業交流も行った。

特別支援学校小学部

居住地小学校

教育課程上の位置付け	「自立活動」	「体育」「音楽」「図工」
目標 「交流及び共同学習のねらい」	「個別の指導計画」から ・語彙を増やし、それを使って人に要求したり、人とのかかわりを楽しんだりする等の自己表現力を養う。	・小学校児童と特別支援学校児童が、同じ活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解し合い、共に生きる気持ちを育てる。
打ち合わせ	特別支援学校の担任が小学校へ行き、本人、保護者の要望及び本人の様子を伝えた。以降電話やFAXで密に連絡をとり、保護者との連携も深める。	
事前の準備	自己紹介カード・「みなさんにおねがい」作成 小学校参観や紹介VTRを視聴する。	自己紹介カードの紹介、掲示で理解を深める。 前年度からの引き継ぎ資料も活用する。
交流及び共同学習の実践例	<p>「音楽」・・・歌や手作り楽器で授業参加。 「図工」・・・紙や糊を使い友だちと作品を作る。</p> <p>「体育」・・・運動会練習を通して当日の見通しと大きな集団でも力を発揮できるようにする。</p> <p>「運動会」・・・綱引き、踊り、応援に参加。好きな音楽の力を発揮し、応援歌を歌う。</p>	

成果

- 交流2年目、学期に2回の継続した活動で、小学校の児童や環境になじみ笑顔が増えた。
- 授業や行事での交流及び共同学習を通し、交流や相互理解につながり、かかわる場面も増えた。
- 学校と保護者とのきめ細やかな連絡調整で、連携が強化した。

高校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

趣旨

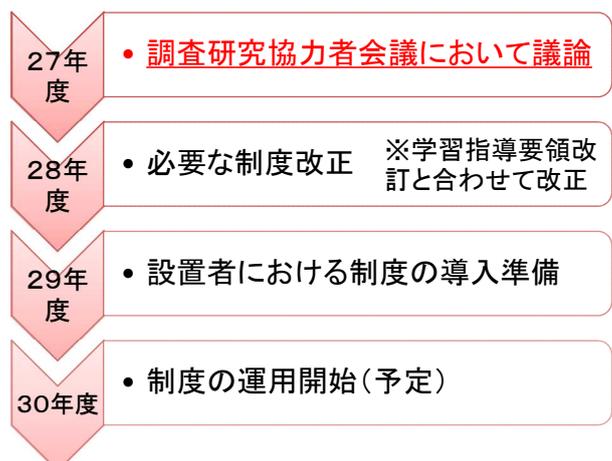
- 現行制度上、**高等学校においては、教育課程の弾力的運用を行うことはできるが、小・中学校のような「通級による指導」が制度化されていない。**
- 障害のある子供たちの自立と社会参加に向け、平成26年度に文部科学省が開始したモデル事業の成果も踏まえ、**高等学校における「通級による指導」の制度化等について検討する**ため、調査研究協力者会議を開催。

協力者

◎主査、○副主査 【50音順】

石川 誠	株式会社いなげやウイング管理 運営部長(兼)事業推進部長
市川 宏伸	日本発達障害ネットワーク理事長
◎岩井 雄一	十文字学園女子大学教授
大南 英明	全国特別支援教育推進連盟理事長
笹谷 幸司	神奈川県立綾瀬西高等学校長
高岡 麻美	府中市立府中第九中学校長
○柘植 雅義	筑波大学教授
中田 正敏	かながわ生徒・若者支援センター代表
永妻 恒男	さいたま市立大宮南中学校長
西川 公司	日本肢体不自由教育研究会理事長
三代 恵里子	島根県教育庁特別支援教育指導主事
水野 忠輝	静岡県教育委員会高等教育課指導主事
村野 一臣	東京都立町田の丘学園校長

スケジュール(予定)



調査研究協力者会議における検討経過

平成27年11月17日(第1回会議)

1. ヒアリング ①
水野 忠輝 委員 「静岡県におけるモデル事業の取組」
三代恵里子 委員 「島根県におけるモデル事業の取組」
2. 議論 ① (自由討議)

平成27年12月 3日(第2回会議)

1. ヒアリング ②
永妻 恒男 委員 「中学校における通級による指導の取組」
笹谷 幸司 委員 「神奈川県立綾瀬西高等学校の取組」
2. 議論 ② (高等学校における通級による指導の制度化の意義と制度設計の方向性について)

平成27年11月15日(第3回会議)

1. 議論 ③ (高等学校における通級による指導を制度化した後の充実方策について)
2. 議論 ④ (論点整理案について)

平成27年12月22日(第4回会議)

1. 議論 ⑤ (論点整理案について)

<これまでの主な意見>

- 高等学校における必要性は従来から指摘されてきた。モデル校でも希望者数が予想を上回っている。
- 基本設計は小・中学校と同じで良いと考えられるが、高等学校ならではの運用・オプションが必要。
- モデル校では、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」を参考に指導・評価している。
個別の指導計画を作成すれば、個々の目標に応じた評価が可能となることが確認されている。
- 「通級による指導」だけでなく、他の授業が分かりやすくなるよう授業改善を進めることが必要。

各教科等における障害に応じた配慮事項について（検討例）

平成27年12月22日
総則・評価特別部会
資料2-2

<平成27年12月16日
教育課程部会
特別支援教育部
(第3回)資料4-2>

これまでの示し方

小学校学習指導要領 総則
個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(小学校学習指導要領解説)
総則編

- **障害別**の配慮の例を示す。
弱視：体育科におけるボール運動の指導、理科等における観察・実験の指導
難聴や言語障害：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導
肢体不自由：体育科における実技の指導、家庭科における実習
LD（学習障害）：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導
ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症：話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など

改善の方向性

小学校学習指導要領 総則
各教科等
■ 総則に加え、**各教科等別に示す**。

(小学校学習指導要領解説)
総則編における障害種の特性的に関する記述に加え、各教科等編において

- 学習の過程で考えられる**困難さ**ごとに示す。
【困難さの例】 ※教科等の特性に応じて例示
 <<情報入力>> <<情報のイメージ化>>
見えにくい <<情報のイメージ化>> **体験が不足**
聞こえにくい **語彙が少ない** など
触れられない など
 <<情報統合>>
色（・形・大きさ）の区別が困難
聞いたことを記憶することが困難
位置、時間を把握することが困難 など
 <<情報処理>>
短期記憶*1、継次処理*2や同時処理が困難
注意をコントロールできない など
 ※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること
 ※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと
 <<表出・表現>>
話すこと、書くことが困難
表情や動作が困難 など

幼稚園における障害に応じた配慮事項について（検討例）

これまでの示し方

幼稚園教育要領
個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(幼稚園教育要領解説)

- **障害別**の配慮の例を示す。
弱視：弱視の幼児がぬり絵をするときには輪郭を太くするなどの工夫
難聴：絵本を読むときには教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにする
肢体不自由：興味や関心をもって進んで体を動かそうとする気持ちをもてるように工夫 など

改善の方向性

幼稚園教育要領
※「論点整理」における「幼稚園における特別支援教育」の改訂の具体的な方向性を踏まえ検討。

(幼稚園教育要領解説)
■ 幼児の活動を通じて考えられる**困難さ**ごとに示す。

- **【困難さの例】**
 <<情報入力>> <<情報のイメージ化>>
見えにくい <<情報のイメージ化>> **体験が不足**
聞こえにくい **語彙が少ない** など
触れられない など
 <<情報統合>>
色（・形・大きさ）の区別が困難
聞いたことを記憶することが困難
位置、時間を把握することが困難 など
 <<情報処理>>
短期記憶*1、継次処理*2や同時処理が困難
注意をコントロールできない など
 ※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること
 ※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと
 <<表出・表現>>
話すことが困難
表情や動作が困難 など

※ 上記の困難さの例は、小学校の例を参考に作成したものであり、幼稚園において実際に示す場合は、幼児期の特性的に応じた、困難さの例を検討。

- 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒の十分な学びが実現できるよう、学習の過程で考えられる【**困難さの状態**】に対する【**配慮の意図**】+【**手立て**】の例を示す。(安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要)

小学校の例 ※中学校、高等学校については今後整理予定

【配慮の考え方、配慮の例の示し方】

(国語科の例)

【困難さの状態】：視覚、言語理解など

【配慮の意図】

- **文章を目で追いながら音読することが困難な場合**には、**自分がどこを読むのかが分かるよう**、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。
 具体的イメージなど
- **考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合**には、児童が**どのように考えればよいのかわかるよう**に、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度音声で表現させたり、実際にその場面を演じさせたりしてから書かせたりするなどの配慮をする。
 心の理論など
- **自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合**には、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に近い教材を活用し、**行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるよう**にしてから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。
 注意のコントロールなど
- **声を出して発表することや人前で話すことへの不安を抱いている、自分が書いたものを読むことに困難がある場合**には、紙やホワイトボードに書いたものを提示させたり、ICT機器を活用して発表させたりするなど、**児童の表現を支援するための多様な手立て**を工夫し、自分の考えを持つこと、表すことに対する自信を持つことができるような配慮をする。

(社会科の例)

視知覚、空間認知など

- **地図から地名等の情報を見つけ出したり、読み取ったりすることが困難な場合**には、目の機能の問題から困難さが生じている場合があることから、**読み取りやすくなるよう**に、地図を拡大したり、見る範囲を限定したり、地図に掲載されている情報を削ったりするなどの配慮をする。
 具体的イメージ、心の理論など
- **他者との関わりを持つことが難しく、国会など議会政治などの動きに興味を持たない場合**には、**社会的事象への興味・関心を高めるため**、社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるよう、社会的事象と自分たちの生活との関わりを考える問題解決的な学習の工夫や、特別活動における児童会活動との関連づけなどを通じて、実際の体験の機会を取り入れ、学習活動の順序を分かりやすく説明し安心して学習できるよう配慮をする。

(算数科の例)

視知覚(位置)など

- **同色系の方眼紙の目盛りが読み取りにくい場合は**、**正しい位置に印が付けやすいように**、罫線の色を変更したり、マス目を大きくしたり、マーカーの色を変更したりするなどの配慮をする。
 実際のイメージなど
- 「商」「等しい」など、児童が日常生活で使うことが少なく、抽象度の高いことばの**理解が困難な場合は**、**児童がイメージを持つことができるよう**、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げる、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。
 継次処理など
- **四則の混合した式や()を用いた式について理解し、正しく計算することが難しい場合**、**計算のきまりを理解させるために**、計算の順番を示した手順書を手元に置かせたり、式を分解してそれぞれを計算させ、混合式との比較をさせるなどの工夫を行う。
 視覚記憶、同時処理など
- **目的に応じて折れ線グラフで表すことが難しい場合**、**目的に応じたグラフの表し方があること**を理解するために、同じデータについての縦軸の幅を変えたり、読みやすさや読みにくさを強調したグラフを見比べるなどの活動を通して、よりよい表し方に気付かせる配慮をする。

実際のイメージ、経時処理など

(理科の例)

- 実験を行う活動において、実験の手順や方法が分からなかったり、見通しが持てなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しが持てるよう、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどの配慮をする。また、**燃焼実験のように危険を伴う学習活動において、衝動性や多動性のある場合には、教師の目の届く場所で活動できるようにするなどの配慮をする。**

注意のコントロール
(多動性) など

視知覚、図と地の弁別、
視覚記憶、時間把握など

(生活科の例)

体験不足、心の理論、注意のコントロールなど

- **みんなで使うもの等を大切にすることや安全に気を付けることが難しい児童の場合には、その意味を理解できるように、言葉だけでなく、実際に体験するなど、活動する中で場面に応じた指導を段階的に行う。**

(音楽科の例)

聴知覚、聴覚記憶など

- **音楽を形づくっている要素(リズム、速度、旋律、強弱、反復等)の聴き取りが難しい場合は、音楽的な特徴をとらえやすくできるように、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたり、音楽的な特徴を視覚化するなどの配慮をする。**

(図画工作科の例)

視知覚(形)など

- **形や色などの造形的な特徴を捉えることが難しい場合、造形的な特徴を詳しく捉えるようにするために、言語化するなどの配慮をする。**

スモールステップなど

図と地の分別など

- **表現の活動において計画を立てたり、活動の見通しをもち製作することが難しい場合や、構成を考えながら表し方を構想することが難しい場合には、表現している部分と全体の関係をつかみ、活動の見通しを持つことができるよう、作品を離して見せるなどの配慮をする。**
- **見たことから表したいことを見付け表す活動において、立体の構造や空間を平面に置き換えることが難しい場合、形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴を捉えやすくするため、写真などの平面に置き換えて見ることのできるツールの活用や、ライトなどにより明暗を明確にするなどの配慮をする。**

空間把握など

(家庭科の例)

実際のイメージ、選択決定など

- **お金の計算はできるが、必要性など物の価値を判断する力や選択する力が身につけていない場合は、生活の中で起こりうることをパターン化して繰り返し具体的に指導するなどの配慮をする。また、実際に買物するなど生活で実践できるよう家庭と連携を図る必要がある。**

(体育科の例)

前庭覚、経次処理、身振りなど

- **複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合**には、極度の不器用さや動きを組み立てることに苦手さがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に動きを補助しながら行うなどの配慮をする。 注意のコントロール（固執性）など
- **勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合には**、活動の見通しが持てなかったり、考えたことや思ったことをすぐ行動に移してしまったりすることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝った時や負けた時の表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。

(道徳科の例)

体験不足、心の理論など

- **相手の気持ちを理解することが苦手で、字義通りの解釈をする場合には**、他者の心情を理解するために、役割を交代して動作化や劇化した指導を取り入れる。 注意のコントロール（多動性）など
- **話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、衝動的に行動し、他者の行動を妨げてしまったりする場合には**、注意が持続できるよう、適度な時間で活動を切り替えるなどの配慮をする。また、他の児童からも許容してもらえるような雰囲気のある、学級づくりにも配慮する。

(外国語活動の例)

聴知覚、聴覚記憶など

- **音声を聴取することが難しい児童の場合**、外国語の音声（音韻）やリズムと日本語との違いに気付くことができるよう、音声を文字で書いて見せる、リズムやイントネーションを記号や色線で示す、指導者が手拍子を打つ、音の高低を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、活動の流れがわかるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておく。

(総合的な学習の時間の例)

スモールステップ、経次処理、短期記憶、言語化など

- **まとめたり調べたりすることに困難がある場合には**、注意や集中のコントロールが難しかったり情報処理に偏りがあったりすることから、作業を確認しながら取り組むことができるよう、まとめる手順や調べ方、調べる内容、着目する点などを具体的に例示するなどの配慮をする。

(特別活動の例)

見通しのもちにくさ、状況把握など

- **学校行事における予告なしの避難訓練や不測の事態などに対し、強い不安を抱いたり、戸惑ったりする場合には**、見通しが持てるよう、行事のねらいや活動の内容、行動の仕方などについて、事前指導をしっかりと行うなどの配慮をする。

幼稚園の例

視覚、体験不足、空間把握など

- **見えにくく、行動が制限される場合**、具体的な経験を豊かにできるように、安全な場で自分から積極的に体を動かし、いろいろな運動の楽しさを知り、活発に活動できるようにしたり、手を使っていろいろな物を観察したり、作ったりできるように配慮をする。

聴覚、具体的イメージ、言語理解など

- **聞こえにくく、言葉の習得が困難になる場合**、様々な経験を通して、言葉の習得及び概念の形成ができるよう、単に名称のみの理解にとどまらないようにし、人や物の性質、属性などを含めて考えたり、他の人や物と比較して違いを考えたりすることを取り入れるよう配慮をする。

体験不足、空間把握など

- **身体の動きに困難がある場合**、幼児が自ら環境と関わり、主体的な活動ができるよう、遊具や用具などを工夫したり、必要に応じて補助用具等の活用を図るなどの配慮をする。

言語能力の向上に関する特別チームにおける検討事項

1. 「国語科」及び「外国語科・外国語活動」を通じて育成すべき言語能力について
 - ・ 育成すべき資質・能力の可視化について
 - i) 何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）
 - ii) 知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）
 - iii) どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力、人間性等）
 - ・ 他教科における言語能力の育成との関係について
2. 言語能力を向上させるための、「国語科」及び「外国語科・外国語活動」における指導内容の系統性について
 - ・ 目標・指導内容（当該教科において育成すべき資質・能力）等全体に関して
 - ・ 言語の仕組み（音声、文字、語句、文構造、表記の仕方等）に関して
3. 言語能力を向上させるための、「国語科」及び「外国語科・外国語活動」相互の連携について
 - ・ 目標・指導内容（当該教科において育成すべき資質・能力）等全体に関して
 - ・ 言語の仕組み（音声、文字、語句、文構造、表記の仕方等）に関して
 - ・ ローマ字学習の取扱いについて
4. 効果的な指導の在り方について
 - ・ 教科担任制の中・高等学校における連携の在り方
 - ・ 短時間学習の活用
 - ・ ICT等の活用

言語に関する資質・能力（検討のたたき台）

個別の知識や技能
 (何を知っているか、何ができるか)

思考力・判断力・表現力等
 教科等の本質に根ざした見方や考え方や等
 (知っていること、できることをどう使うか)

学びに向かう力、人間性等
 情意、態度等に関わるもの
 (どのように社会・世界と関わり
 よりよい人生を送るか)

- 言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け
 - ・言葉の働き、役割
 - ・書き言葉、話し言葉
 - ・語、語句、語彙
 - ・文の成分と構成
 - ・文と文の関係、段落と文章の関係
 - ・文章全体の構造
 - ・表現の工夫(修辞など)

○既有知識(教科に関する知識、一般常識、社会的規範や文化等)

◆テキスト・情報を理解する力、文章や発話により表現する力

【創造的思考(とそれを支える論理的思考)の側面】

- 情報を多角的に吟味し、構造化する力
 - ・論理の吟味・構築(根拠、論拠、定義、前提等)
 - ・信頼性、妥当性の吟味
- ・既有知識(他教科に関する知識、一般常識、社会的規範や文化等)に基づき吟味、補足、精緻化
- 構成・表現形式を評価する力

【感性・情緒の側面】

- 言葉によって感じたり想像したりする力、感情や想像を言葉にする力
- 構成・表現形式を評価する力

【他者とのコミュニケーションの側面】

- 相手の心を想像する力
 - ・相手との関係の理解
 - ・相手の意図や感情の読み取り
- 構成・表現形式を評価する力

◆考え(推測や疑問等)を形成する力

- 新しい情報を評価し、取捨選択する力
- 新しい情報を、既に持っている知識や経験・感情に統合し構造化する力
- 新しい問いを立てるなど、既に持っている考えの構造を転換する力

- ・言葉を通じて、自分のものの見方、考え方を深めようとするとともに、考えを伝え合うことで、集団の考えを発展させようとする態度

- ・様々な事象に触れたり体験したりして感じたことを言葉にするとともに、それらの言葉を互いに交流させることを通じて、心を豊かにしようとする態度(自分の感情をコントロールしようとする態度)

- ・言葉を通じて積極的に人や社会と関わり、自己を表現し、他者を理解するなど互いの存在についての理解を深め、尊重しようとする態度

- ・言葉が持つ負の側面を認識した上で、言葉が持つ力を信頼し、その力を高めようとする態度

- ・歴史の中で創造され、継承されてきた言語文化に対する関心

言語に関する資質・能力の要素(イメージ案)
 ~「国語科」及び「外国語科・外国語活動」を通じて育成すべき言語能力へ

認知から思考へ

テキスト・情報の理解

構造と内容の把握

- 日本語や外国語の特徴やきまりに関する理解と使い分け
- ・言葉の働き、役割
- ・書き言葉、話し言葉
- ・語、語句、語彙
- ・文の成分と構成
- ・文と文の関係、段落と文章の関係
- ・文章全体の構造
- ・表現の工夫(修辞など)

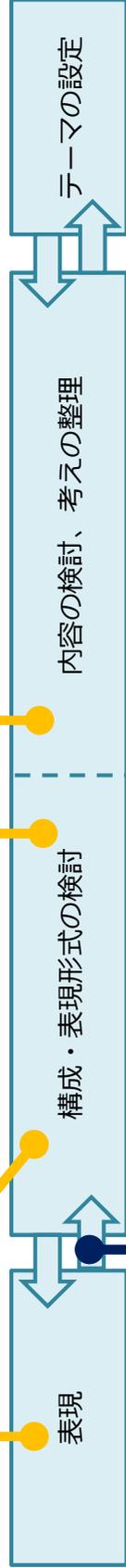
吟味と解釈

- 【創造的思考(とそれを支える論理的思考)の側面】
- 情報を多角的に吟味し、構造化する力
 - ・ 論理の吟味・構築(根拠、論拠、定義、前提等)
 - ・ 信頼性、妥当性の吟味
 - ・ 既有知識(他教科に関する知識、一般常識、社会的規範や文化等)に基づく吟味、補足、精緻化
 - 構成・表現形式を評価する力
- 【感性・情緒の側面】
- 言葉によって感じたり想像したりする力、感情や想像を言葉にする力
 - 構成・表現形式を評価する力
- 【他者とのコミュニケーションの側面】
- 相手の心を想像する力
 - ・ 相手との関係の理解
 - ・ 相手の意図や感情の読み取り
 - 構成・表現形式を評価する力

考え(推測や疑問等)の形成

- 新しい情報を評価し、取捨選択する力
- 新しい情報を、既に持っている知識や経験・感情に統合し構造化する力
- 新しい問いを立てるなど、既に持っている考えの構造を転換する力

文章や発話による表現



- 推敲【文章】
- ・ 構成・表現形式の修正
 - ・ 内容の再検討、考えの再整理
- 状況に応じた調整【音声】
- ・ 相手に配慮した表現
 - ・ 相手の視点を考慮した展開

思考から表現へ

※必ずしも一方通行、順序性のある流れではない。

国語ワーキンググループにおける検討事項

1. 国語科を通じて育成すべき資質・能力について
 - ・国語科を学ぶ本質的な意義や他教科等との関連性について（言語能力の向上に関する特別チームにおける議論を踏まえて）
 - ・三つの柱に沿った育成すべき資質・能力の明確化について
 - i) 何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）
 - ii) 知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）
 - iii) どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力、人間性など）
 - ・幼稚園・小学校・中学校・高等学校を通じた国語科において育成すべき資質・能力の系統性について
 - ・国語科において育成すべき資質・能力と指導内容との関係について
 - ・特に高等学校における科目構成について
 - ・漢字指導の在り方について

2. アクティブ・ラーニングの三つの視点（※）を踏まえた、資質・能力の育成のために重視すべき国語科の指導等の改善充実の在り方について

3. 資質・能力の育成のために重視すべき国語科の評価の在り方について

4. 必要な支援（特別支援教育の観点から必要な支援等を含む）、条件整備等について

※アクティブ・ラーニングの三つの視点（企画特別部会「論点整理」18ページ参照）

- i) 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか。
- ii) 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。
- iii) 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。

国語科で育成すべき資質・能力（検討のたたき台）

個別の知識や技能 (何を知っているか、何ができるか)

- 言葉の特徴やまじりに関する理解と使い分け
 - ・言葉の働き、役割
 - ・書き言葉(文字)、話し言葉、言葉の位相
 - ・語、語句、語彙
 - ・文の成分と構成
 - ・文と文の関係、段落と文章の関係
 - ・文章全体の構造
 - ・表現の工夫(修辞など)

など

- 書写に関する知識・技能
- 伝統的な言語文化に関する知識・技能
- 話し合いや話し方・発表に関する知識・技能
- 情報活用に関する知識・技能

思考力・判断力・表現力等

教科等の本質に根ざした見方や考え方等
 (知っていること・できることをどう使うか)

- ◆テキスト・情報を理解する力、文章や発話により表現する力
 【創造的思考(とそれを支える論理的思考)の側面】
 - 情報を多角的に吟味し、構造化する力
 - ・論理の吟味・構築(根拠、論拠、定義、前提等)
 - ・信頼性、妥当性の吟味
 - ・既有知識(他教科に関する知識、一般常識、社会的規範や文化等)に基づく吟味、補足、精緻化
- 構成・表現形式を評価する力

【感性・情緒の側面】

- 言葉によって感じたり想像したりする力、感情や想像を言葉にする力
- 構成・表現形式を評価する力

【他者とのコミュニケーションの側面】

- 相手の心を想像する力
 - ・相手との関係や状況の理解
 - ・相手の意図や感情の読み取り
 - ・自分の立場や目的の明確化
- 構成・表現形式を評価する力

◆考えを形成する力(個人または集団として)

- 情報を編集・操作する力
- 新しい情報を、既に持っている知識や経験・感情に統合し構造化する力
- 新しい問いを立てるなど、既に持っている考えの構造を転換する力

学びに向かう力、人間性等

情意、態度等に関わるもの
 (どのように社会・世界と関わり
 よりよい人生を送るか)

- ・国語を通じて、自分のものの見方、考え方を深めようとするとともに、考えを伝え合うことで、集団の考えを発展させようとする態度
- ・様々な事象に触れたり体験したりして感じたことを言葉にするとともに、それらの言葉を互いに交流させることを通じて、心を豊かにしようとする態度(自分の感情をコメントロールしようとする態度)
- ・言葉には、自分の伝えたいことが正しく伝わらなかつたり、相手を傷つけたりする場合があります。認識した上で、言葉が持つ力を信頼し、国語を通じて積極的に人や社会と関わり、自己を表現し、他者の心と共感するなど互いの存在についての理解を深め、尊重しようとする態度
- ・我が国の言語文化に対する関心、及び、言語文化を享受し、生活や社会の中で活用し、継承・発展させようとする態度

- ・自ら進んで読書をし、読書を通して、知らないことを知ったり、経験のないことを体験したり、新しい考えに触れたりするなどして人生を豊かにしようとする態度

国語科における学習活動の要素(イメージ案)

次の学習活動（話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと）への活用

自分の学習に対する考察（振り返り）

話すこと

聞くこと

話し合うこと

話すこと・聞くこと

目的の理解（見通し）

テーマ
の設定

情報収集

*読むこと、聞くことで育成した力を活用

内容の検討、考えの整理
 構成・表現形式の検討

表現
 (状況に応じた調整)

他者の話すこと
 への評価、
 他者からの評価

- 言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け
- ・言葉の働き、役割
- ・書き言葉（文字）、話し言葉、言葉の位相
- ・語、語句、語彙
- ・文の成分と構成
- ・文と文の関係、段落と文章の関係
- ・文章全体の構造
- ・表現の工夫（修辞など）

【創造的思考（とそれを支える論理的思考）の側面】

- > 情報を多角的に吟味し、構造化する力
- ・論理の吟味・構築（根拠、論拠、定義、前提等）
- ・信頼性、妥当性の吟味
- ・既有知識（他教科に関する知識、一般常識、社会的規範や文化等）に基づき吟味、補足、精緻化
- > 構成・表現形式を評価する力
- 【感性・情緒の側面】
- > 言葉によって感じたり想像したりする力、感情や想像を言葉にする力
- > 構成・表現形式を評価する力

【他者とのコミュニケーションの側面】

- > 相手の心を想像する力
- ・相手との関係や状況の理解
- ・相手の意図や感情の読み取り
- ・自分の立場や目的の明確化
- > 構成・表現形式を評価する力

- > 情報を編集・操作する力
- > 新しい情報を、既に持っている知識や経験・感情に統合し構造化する力
- > 新しい問いを立てるなど、既に持っている考えの構造を転換する力

話すこと、聞くこと、書くこと、読むこと

話題
選択

関連する情報の収集
 *読むこと、聞くこと
 した力を活用

構造と内容の把握

吟味と解釈

記録、記録の整理

内容の整理
 (必要に応じた質問)

他者の聞くことへの
 評価、
 他者からの
 評価

考えの形成

進行の計画

話題
選択

集団としての
 考えの形成

話すこと、聞くことへの住選

※必ずしも一方通行、順序性のある流れではない。

書くこと

目的の理解 (見通し)

テーマ
の設定

情報収集

*読むこと、聞くことで育成した力を活用

記述

他者の書くこと
への評価、
他者からの評価

内容の検討、考えの整理

推敲

構成・表現形式の検討

自分の学習に対する考察 (振り返り)

次の学習活動 (話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと) への活用

- 言葉の特徴やきまりに関する理解と使い分け
- ・言葉の働き、役割
- ・書き言葉 (文字)、話し言葉、言葉の位相
- ・語、語句、語彙
- ・文の成分と構成
- ・文と文の関係、段落と文章の関係
- ・文章全体の構造
- ・表現の工夫 (修辞など)

- 【創造的思考 (とそれを支える論理的思考) の側面】
- 情報を多角的に吟味し、構造化する力
 - ・ 信頼性、妥当性の吟味
 - ・ 論理の吟味・構築 (根拠、論拠、定義、前提等)
 - ・ 既存知識 (他教科に関する知識、一般常識、社会的規範や文化等) に基づく吟味、補足、精緻化
- 構成・表現形式を評価する力
- 【感性・情緒の側面】
- 言葉によって感じたり想像したりする力、感情や想像を言葉にする力
- 構成・表現形式を評価する力
- 【他者とのコミュニケーションの側面】
- 相手の心を想像する力
 - ・ 相手との関係の理解
 - ・ 相手の意図や感情の読み取り
 - ・ 自分の立場や目的の明確化
- 構成・表現形式を評価する力

- 情報を編集・操作する力
- 新しい情報を、既に持っている知識や経験・感情に統合し構造化する力
- 新しい問いを立てるなど、既に持っている考えの構造を転換する力

読むこと

選書
(本以外も含む)

構造と内容の把握

吟味と解釈

考えの形成

他者の読むことへの
評価、
他者からの
評価

国語教育のイメージ（1月19日検討用）

高等学校基礎学力テスト
(仮称)



【高等学校】

- ① 言語文化に対する関心を深め、生涯にわたり国語を尊重してその向上を図る態度を養う。
- ② 文章や発話の内容や展開、それらに含意された意味を、論理や既有知識に基づいて解釈したり、情報の信頼性等を考察して整理・構造化し、自分の思いや考えを表現したりすることができる。また、社会的文化的背景を有する未知の情報を、既有的知識や経験・感情に体系的に統合して構造化したり、他者と異なる発想や主張を独自の論理や表現によって確立したりするなどして、考えを形成することができる。
- ③ 生涯にわたる社会生活や専門的な学習に備えた言葉の特徴やきまり等を理解し、それらを使い分けることができる。

【中学校】

- ① 国語に対する認識を深め、国語を尊重する態度を養う。
- ② 文章や発話に表現されている内容や展開を根拠に基づいて解釈したり、情報を整理・構成して自分の思いや考えを表現したりすることができる。また、社会生活における様々な情報を、既有的知識や経験・感情に基づいて解釈し、整理・構成したり、新たな発想や主張を形成したりするなどして、考えを形成することができる。
- ③ 社会生活に必要な言葉の特徴やきまり等を理解し、それらを使い分けることができる。

全国学力・学習状況調査



【小学校】

- ① 国語に対する関心を深め、国語を尊重する態度を養う。
- ② 言葉を手掛かりに、文章や発話に表現されている内容や大まかな展開を捉えたり、順序やまとまりを考えて情報を整理して、自分の思いや考えを表現したりすることができる。また、他者の思い・考えや新たな情報を、自分の思い・考えや既知の情報に照らして取り入れたり、更に確かめたいこと、調べたいことを意識化するなどして、考えを形成することができる。
- ③ 日常生活や学習に必要な基本的な言葉の特徴やきまり等を理解し、それらを使い分けすることができる。



【幼児教育】

（教育課程部会幼児教育部会において、本ワーキンググループでの議論を踏まえ、幼児期に育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化について審議）

- ・友達同士で目的に必要な情報を伝え合ったり、活用したりする。
- ・相手の話の内容を注意して聞いて分かっていたり、自分の思いや考えなどを相手に分かるように話したりするなどして、言葉を通して教職員や友達と心を通わせる。
- ・イメージや考えを言葉で表現しながら、遊びを通して文字の意味や役割を認識したり、記号としての文字を獲得する必要性を理解したりし、必要に応じて具体的な物と対応させて、文字を読んだり、書いたりする。
- ・絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさや味わうことを通して、その言葉のもつ意味の面白さを感じたり、その想像の世界を友達と共有し、言葉による表現を楽しんだりする。

外国語ワーキンググループにおける検討事項について

中教審・教育課程企画特別部会「論点整理」(平成 27 年8月 26 日)、「英語教育の在り方に関する有識者会議」(平成 26 年9月 26 日)等を踏まえて、主に次のような事項について検討いただく。

1. 小・中・高等学校を通じて育成すべき外国語教育における資質・能力について

①育成すべき資質・能力の可視化

- i)何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)
- ii)知っていること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力)
- iii)どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びに向かう力、人間性等)

②小・中・高等学校を通じて①児童生徒の学びを円滑に接続させるため、小・中・高等学校を通した一貫した目標・内容、学習過程の在り方について、発達段階に応じてどのように充実を図るか

③外国語教育として、「アクティブ・ラーニング」の視点に立った学びを推進する視点も踏まえ、どのように充実を図るか

2. 外国語教育の改善について

言語や文化に対する理解を深め、他者を尊重し、聞き手・話し手・読み手・書き手に配慮しながら、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図るとともに、身近な話題から幅広い話題についての理解や表現、情報・意見交換等ができるコミュニケーション能力を養うため、目標、指導内容、学習・指導方法、学習過程、学習評価等の在り方について、主に次のような事項について検討。

- 小学校・中学校・高等学校を通じて一貫した教育目標(指標形式の目標を含む)・指導内容、学習過程等の在り方
 - ・学校が設定する目標等との整理
 - ・指導する語彙数、文法事項
 - ・CEFRとの関係整理 等

- 言語能力を向上させるための国語教育と外国語教育との連携
 - ・目標・指導内容等全体に関して
 - ・言語の仕組み(音声、文字、語句、文構造、表記の仕方等)
 - ・言語活動等

* 言語能力の向上に関する特別チームにおける検討事項を参照

- 小学校の活動型、教科型
 - ・論点整理で示された指摘(目標・内容とともに、短時間学習の活用など)
- 小中連携
 - ・小学校高学年から中学校への学びの接続の考え方、学習・指導方法等
- 中学校、高等学校の改善の方向性
 - ・中学校: 互いの考えや気持ちを英語で伝え合う対話的な言語活動を重視した授業
 - ・授業は英語で行うことを基本とする
 - ・高等学校: 科目の見直し(4技能総合型(必履修科目を含む)、発信能力育成型(「発表、討論・議論、交渉」などの統合型言語活動が中心)の科目の在り方)
- 中・高連携
 - ・中学校から高等学校への学びの接続の考え方、学習・指導方法等
- 高等学校の科目等の見直し
 - ・4技能総合型(必履修科目を含む)、発信能力育成型(「発表、討論・議論、交渉」などの統合型言語活動が中心)の科目の在り方(再掲)
 - ・専門教科「英語」の在り方
- 小・中・高等学校の学習評価の在り方
 - ・評価の三つの観点
 - ・各学校が設定する学習到達目標(CAN-DO形式)との関係
 - ・多様な評価方法
 - (パフォーマンス評価、ルーブリック評価、ポートフォリオ評価等) 等
 - ・小学校高学年の教科としての評価
- 英語以外の外国語の扱い

3. 学習指導要領の理念を実現するために必要な方策について

- ① 外国語教育を充実するための「カリキュラム・マネジメント」の確立
- ② 教員の英語力・指導力の向上や外国語指導助手等の外部人材の活用などの条件整備
 - ・中教審・教員養成部会等の議論
 - ・教員養成・研修
 - ・教科書・教材 等

	<p>個別の知識や技能 (何を知っているか、何ができるか)</p>	<p>思考力・判断力・表現力等 教科等の本質に根ざした見方や考え方等 (知っていること・できることをどう使うか)</p>	<p>学びに向かう力、人間性等 情意、態度等に関わるもの (どのように社会・世界と関わり よりよい人生を送るか)</p>
<p>外国語活動 小学校</p>	<p>外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験すること 外国語を聞いたり、話したりすること 外国語への慣れ親しみ</p>	<p>簡単な語句や表現を使って、自分のことや身の回りのことについて、友達に質問したり質問に答えたりするコミュニケーション能力</p>	<p>外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさや言語を用いてコミュニケーションを図る大切さを知り、相手意識を持って外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度 言語や文化に対する関心 など</p>
<p>外国語 小学校</p>	<p>聞くことに関する知識・技能 話すことに関する知識・技能 外国語を読んだり、書いたりすること 言葉の仕組みへの気付き（音、単語、語順など）</p>	<p>馴染みのある定型表現を使って、自分の好きなものや、一日の生活などについて、友達に質問したり質問に答えたりするコミュニケーション能力</p>	<p>他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度 言語や文化に対する関心 など</p>
<p>外国語 中学校</p>	<p>聞くことに関する知識・技能 話すことに関する知識・技能 読むことに関する知識・技能 書くことに関する知識・技能 言語の働き、役割について理解 など</p>	<p>○ 具体的に身近な話題について、学校、地域、他教科等での学習内容等と関連付けながら、互いの考えや気持ちなどを外国語で適切に伝え合う能力 ○ 聞いたり読んだりしたことを活用して話したり書いたりして発信するコミュニケーション能力</p>	<p>他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度 言語や文化に対する関心 など</p>
<p>外国語 高等学校</p>	<p>聞くことに関する知識・技能 話すことに関する知識・技能 読むことに関する知識・技能 書くことに関する知識・技能 言語の働き、役割について理解 など</p>	<p>○ 日常的な話題から時事問題や社会問題まで幅広い話題について、情報や考えなどを外国語での確に理解したり適切に伝え合ったりするコミュニケーション能力 ○ 聞いたり読んだりしたことを活用して話したり書いたりして発信するコミュニケーション能力</p>	<p>他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語でコミュニケーションを図ろうとする態度 言語や文化に対する関心 など</p>



資質・能力を育成する学びのプロセスの要素イメージ

目的に応じたコミュニケーションのプロセス

目的の設定・理解

目的に応じた発信までの方向性の決定・言語活動等の見直し

目的達成のための言語活動 (技能統合型)

言語・内容の両面におけるまとめと振り返り

次のコミュニケーションにおける目的の設定・活動へ

※必ずしも一方通行の流れではない

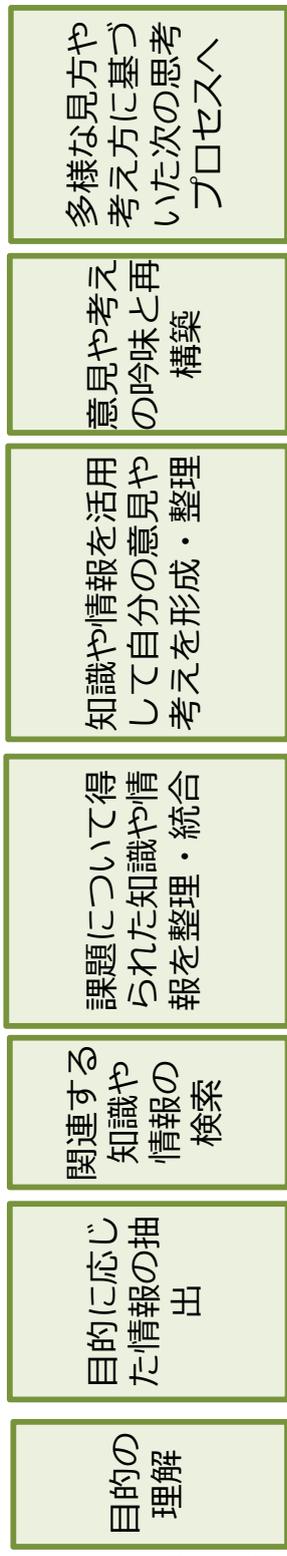


プロセスの中で働く思考・判断・表現等のうち、特に重視すべきものの例

複数の技能を統合した活動



語彙・表現・文法等



目的の明確化と必要な情報の把握

目的達成に必要な情報の選択

様々な見方や考え方の共通点・相違点等の評価・選択・決定

自分の考えや主張を適切に伝えることの意味決定

情報間の関係性を構成

目的に関する論点・解決策の整理

流暢さと正確さのバランス

インタラクティブによる表現

目的に応じて伝え合うことを通じた表現の深化・多様化

「聞くこと」及び「読むこと」を活用した「話すこと」及び「書くこと」による言語活動 (図表等による表現も含む)

技能統合型の活動を通じた英語による思考力・判断力・表現力を育成

※2技能以上を効果的に組み合わせて統合的に活用 (例) (聞いたり読んだりして得た情報について、その概要や要点を的確に把握し、自分の意見や考えなどの共通点や相違点などを示しながら論理的・批判的に話したり書いたりして表現する力、与えられた話題について、限られた時間の中で自分の意見を説得力を持って表現する力、相手からの問いかけに応じて自身の経験や考えを適切に述べる力) など

高等学校地歴・公民科科目の在り方に関する特別チームにおける検討事項

1. 高等学校の地理歴史科、公民科に置く新科目の内容の検討について

(1) 「歴史総合（仮称）」

- ① 当該科目を通じて育むべき資質・能力について、特にどのような思考力・判断力・表現力等（事象を捉える教科・科目特有の視点や考え方など）を育むか
- ② 歴史の転換等を捉えた学習の在り方
 - ・歴史の転換期の軸
 - ・学習対象となる時代
- ③ 日本と世界の動きの関連付け

(2) 「地理総合（仮称）」

- ① 当該科目を通じて育むべき資質・能力について、特にどのような思考力・判断力・表現力等（事象を捉える教科・科目特有の視点や考え方など）を育むか
- ② 地理教育に求められる今日的要請への対応

(3) 「公共（仮称）」

- ① 当該科目を通じて育むべき資質・能力について、特にどのような思考力・判断力・表現力等（事象を捉える教科・科目特有の視点や考え方など）を育むか
 - ・様々な課題を捉え、考察するための基準となる概念や理論
- ② 公民教育に求められる今日的課題への対応

2. 高等学校地理歴史科、公民科に置く科目間の関係の整理（高等学校における各科目の標準単位数を含む）について

(1) 「歴史総合」と「地理総合」の地理歴史科としてのまとめ

- (2) 新設する科目（「歴史総合」「地理総合」「公共」）について、高校生として共通に求められる資質・能力を確実に育む共通必修科目の設計と生徒の興味・関心や進路に応じた選択科目の設計（高大接続の観点を含む）

3. 小・中学校社会科等と高等学校地理歴史科、公民科との内容の系統性について

- (1) 小学校社会科・中学校社会科の各分野（地理的分野、歴史的分野、公民的分野）と高等学校の関係教科・科目の内容の系統性

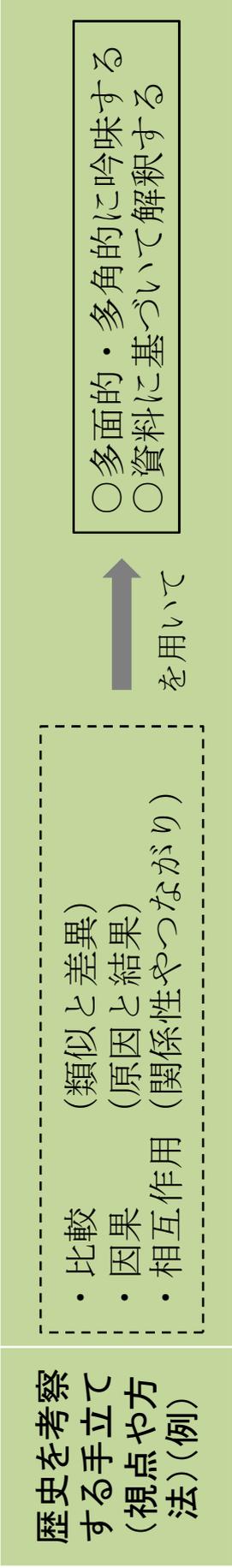
4. その他

- (1) 適切な指導がなされるための要件（周知・広報、研修等）

「歴史総合(仮称)」の方向性・特色・構成イメージ(たたき台案)

「歴史総合(仮称)」では次の資質・能力を養う。

- 歴史を考察する手立て(視点や方法)を用いて、現代の諸課題の歴史的背景を追究する力
- 諸資料を適切に活用する技能
- 国際社会に主体的に生きる日本国民としての自覚と資質



構成イメージ

